

## 事業説明書

### 1 事業の概要

- (1) 事業名 提案型共同施業事業
- (2) 事業地 別表に示す公社造林地を含む区域
- (3) 事業目的

岐阜県森林公社では、県下28市町村に所在する1万4千ヘクタール余の分収造林地を、地域の特性を踏まえて維持管理しております。

分収造林地の多くは未だ保育を必要とするものの、昭和40年代の契約地では利用間伐が可能になっており、数年後には大半の契約地で本格的な利用間伐を開始できる状況にあります。

しかしながら、公社造林地の多くは奥地に位置していることもあり、効率的な利用間伐の実施のためには、周辺の森林との共同施業が不可欠となる地域が少なからず存在します。

このようなことから、利用間伐が可能な公社造林地を中核とする共同施業区域を設けて、施業の集約化を図りつつ効率的な森林施業を進めるための企画提案を広く募集します。

- (4) 共同施業に関する基本的事項

ア 森林公社が指定する公社造林地を含む林班を中核とし、周辺の森林を含めた森林経営計画を共同で作成することとします。

イ 新たな路網の整備は、効率的な利用間伐が可能となるように計画することとします。

ウ 公社造林地及び周辺森林での施業の集約化を進め、施業の効率化を図ることとします。

- (5) 共同施業に関する森林経営計画の認定

施業に関する森林経営計画を共同で作成し、平成29年3月31日までに認定を受けることを目指します。

- (6) 森林経営計画に基づく事業の実施方針

次の事項に留意して事業を実施することとします。

ア 事業の実施に伴い法令等の規制がある場合は、関係機関等との調整を行うこと。

イ 林業機械を使用する者は、使用機械に応じた免許を取得あるいは講習を受講した者であること。

ウ 公社造林地での間伐事業以外の事業に関する補助金の申請事務は森林公社が行うこと。

エ 間伐事業の補助申請は、森林経営計画の内容に応じて森林公社と協議すること。

オ 公社造林地での利用間伐事業の施工管理は、森林公社が定める造林事業施工管理基準によること。

なお、利用間伐事業における搬出材の材積は、搬出明細書により森林公社職員の確認を受けること。

カ 間伐材の販売については、岐阜県森林公社利用間伐材販売要領に準じて行うこと。

キ 公社造林地での事業については、森林公社と契約を締結して実施すること。

ク 経営計画地区内の基盤の整備に要する費用については、負担者及び負担割合を明確

にすること。

ケ 上記以外の事項については別途協議すること。

(7) その他

ア 建設業法施行令に定める請負代金を上回る作業道開設等を施工する場合は、建設業許可が必要であることに留意すること。

イ 地域座談会等の開催に際して、森林公社の考え方の説明が必要な場合は申し出てください。

2 事業説明書に対する質問の受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

(1) 受付期間 平成29年1月16日(月)から平成29年1月24日(火)

(2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社

(3) 提出方法 原則として持参

(4) 回答方法 個別事案により対応

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、経営計画の作成と計画施業が確実に実施できる法人等であり、以下の(1)から(8)までのすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から審査会の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 当該事業対象地の在する森林計画区を単位で作成された森林整備合理化計画で施業受託者に指定されているものであること。

#### 4 参加申込書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成29年1月24日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 原則として持参

#### 5 提案書の作成等

- (1) 提案書の作成様式  
別添提案書記載例を標準とする。
- (2) 提案書記載上の留意事項  
明確に記載すること。また、数値の単位は必ず記入すること。

#### 6 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成29年2月15日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所 岐阜県森林公社 本社
- (3) 提出方法 原則として持参

#### 7 提案書を採用するための評価基準

別紙のとおり

#### 8 不採用理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用の理由を書面で通知します。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に、書面で不採用理由の詳細について説明を求めることができます。
- (3) 上記(2)に対する回答は、書面を受理した日から10日以内(休日を含まない。)に書面で行います。

#### 9 提案書作成の留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とします。
- (3) 提案書に記載された作成責任者は、病休、死亡、退職等のきわめて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (4) 提案書の提出を辞退した場合の罰則は想定しておりません。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-3756 美濃市生櫛1612番地2

岐阜県中濃総合庁舎5階

(公社) 岐阜県森林公社 森林整備課 森林整備係

TEL 0575-33-4011 (代) 内線418

FAX 0575-46-8409



岐阜県森林公社共同施業プロポーザル評価基準

（１）採点方法									
下表の評価項目ごとに評価し、採点表に記入する。									
評価項目	評価点	点数	評価基準						
			5	4	3	2	1		
<b>1 実施体制</b>									
① 会社の規模、経営方針から履行能力はどうか。	15	5	優れる		普通		劣る	記述なし	
② 森林整備を実施するうえでの資格取得状況はどうか。		5	建設業登録	15名以上 20名未満	10名以上 15名未満	5名以上 10名未満	2名以上 5名未満	なし	
③ 岐阜県森林経営プランナー登録者、岐阜県施業プランナー研修修了者、森林施業プランナー認定者、岐阜県作業道等開設研修修了者がいる場合及び建設業登録がある場合は、それぞれ1点を加算する。		5	+1	4つ	3つ	2つ	1つ		
<b>2 実行能力</b>									
① 平成25年度以降の経営計画の作成状況はどうか。	5	5	10件以上		5件以上 10件未満		2件以上 5件未満	ない	
<b>3 資本装備</b>									
① 森林整備を実施するのに必要な機械の保有状況はどうか。	10	5	10台以上	7台以上	5台以上	3台以上	1台以上	ない	
② プロセッサ、スイングヤーダ、タワーヤーダを保有する場合は、それぞれ1点を加算する。		5	5台	4台	3台	2台	1台		
<b>4 事業実施提案</b>									
① 公社造林地の周辺森林を取り込んだ提案になっているか。	10	5	満足		十分		不十分	記述なし	
② 効率性を重視した車両系又は架線系で整備する計画になっているか。		5	満足		十分		不十分	記述なし	
<b>5 技術提案</b>									
① 利用間伐の実施について効率性を重視した提案になっているか。	30	5	優れる		十分		劣る	記述なし	
② 森林機能に配慮した提案になっているか。		5	優れる		十分		劣る	記述なし	
③ 収益性を考慮した提案になっているか。		5	優れる		十分		劣る	記述なし	
④ A材、B材、C材、D材を販売する先は整っているか。		5	優れる		十分		劣る	記述なし	
⑤ 共通基盤整備に要する費用の提案はあるか。		5	満足な基準あり		基準あり		基準なし	記述なし	
⑥ 保育の目的と効果が考慮されているか（下刈、除伐、枝打、保育間伐、獣害防除等について）		5	満足		十分		不十分	記述なし	
<b>6 森林整備事業実績</b>									
① 3ヶ年のうちで公社造林事業を実施したことがあるか。	10	5	5事業以上	4事業	3事業	2事業	1事業	ない	
② 森林施業を受託した実績があるか。		5	5事業以上	4事業	3事業	2事業	1事業	ない	
評価点数合計（満点80点）		80							
<b>（２）順位決定方法</b>									
ア 総評価点が最高点の者を最優秀提案者とする。ただし、各委員の評価において評価点が1点以下の項目が1項目でも存在する場合は、選定の対象から除外する。									
イ 最高点が複数存在する場合は、審査会において審議のうえ決定する。									
ウ 提案者が1者の場合でもこの基準に従って評価し、各委員の評価において1項目でも評価点が1点以下が存在する場合を除き、最優秀として判定する。									